

福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業）補助金

（設備導入事業）

令和5年7月10日
福島県エネルギー課

よくある質問

	質問	回答
A. 応募申請について		
1	【様式第1】交付申請書の申請者（代表者）は誰にすればよいですか。	代表取締役等、代表権を持つ方としてください。 代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても事業実施の代表者として申請することが可能です。
2	県内市町村が代表者として申請する場合、代表者は誰になりますか。	市の場合は市長、町の場合は町長、村の場合は村長が代表者となります。
3	【様式第1別紙1】実施計画書の「事業実施の代表者」と「事業実施の担当者」は誰にすればよいですか。	「事業実施の代表者」は申請書の代表者と同じとしてください。「事業実施の担当者」は補助事業に関わる業務を実際に行い、県と連絡を取り合える方としてください。
4	補助金の交付が申請できる「事業者等」には、どのような事業者が含まれるのでしょうか。	民間企業のほか、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、協同組合等が含まれます。 宗教法人等は対象外となります。
5	福島県外の民間企業等は、申請できないのでしょうか。	県内に事業所等の拠点が無い民間企業等であっても、県内に自家消費型再エネ設備等の導入を計画又は予定する民間事業者は申請できます。
6	第三者所有モデル（PPA）で導入する再エネ発電設備は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となりません。 本事業における再エネ電力等の自家消費とは、再エネ設備を導入した者が自ら再エネを使うことを指しています。 なお、システムを利用する自己託送も対象となりません。
7	再エネ設備を導入する不動産（土地・建物）は賃借したもので、自己所有ではありません。この場合、申請することはできますか。	申請可能です。 ただし、申請者以外が所有・管理する土地や建物に発電設備等を導入する場合、申請時までに所有者等利害関係者に対し申請事業について説明し、再エネ設備の設置についての許可を取った上で、許可があることを証する書面を提出してください。
8	設備導入事業の申請を検討していますが、計画策定事業を行わないと申請できないのでしょうか。	計画策定事業を行っていることは、設備導入事業を申請するための要件ではありません。
9	1事業者で、複数の事業所において申請することは可能でしょうか。	1事業者が複数の事業所において、事業所毎に申請することを妨げるものではありません。
10	1事業者で複数の申請を行う場合、申請書類は事業所毎に作成する必要がありますか。	事業所毎に申請が必要になります。事業所のエネルギー消費等に応じた申請書類を作成ください。
11	代理申請は可能ですか。	申請は、申請者自身が行ってください。
B. 共同申請について		
1	共同申請を行う際は、代表事業者は誰にすればよいですか。	代表事業者は、補助事業の実施に関して、全責任を負うことができる者としてください。 具体的には、申請書類をとりまとめたいただき、採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、事業の推進に係るとりまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のために進行管理を

		行っていただきます。また、県に提出する各種書類（経理書類を含む）の取りまとめ、県による現地調査の窓口等も担当いただきます。
2	共同事業者の経費について補助対象経費として計上できますか。	代表事業者が当該事業実施のために支払った経費のみ対象となります。
3	共同申請とは、どのようなケースで申請をするのでしょうか。	共同申請を行う場合には、検討している実施体制等について事前に相談してください。
C. 申請時の提出書類について		
1	発注先はどのように記入すればいいでしょうか。	交付決定がされた後に発注（契約）を行うこととなりますので、発注先については、具体の個社名は記載しないでください。
2	申請書類について、企業パンフレット等業務内容や経理状況の説明書の提出が求められていますが、市町村が申請者の場合は添付が不要ですか。	パンフレット等事業概要は不要です。 経理状況の説明書は、事業年度の当該事業に係る予算措置に関する資料を提出してください。 応募申請段階において、予算措置に関する資料が提出できない場合（補正予算による場合等）は、その旨を明記した説明文書を作成して提出してください。 ※予算確定後、予算資料を提出してください。
3	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページに掲載しています。パンフレットやホームページに掲載されたものを、提出書類としてもよいですか。	問題ありません。 ホームページの印刷でも可能です。
4	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。写しで構いません。
5	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
6	代表事業者と共同事業者、それぞれの業務概要、貸借対照表および損益計算書、定款が必要でしょうか。	代表事業者と共同事業者、それぞれの業務概要、貸借対照表および損益計算書、定款が必要です。
7	申請時に相見積の添付は必要ですか。	申請段階では、相見積は必須ではありません。 採択となった場合は、交付決定がされた後に発注（契約）を行うこととなりますが、発注時には3社以上の相見積もしくは入札等、競争原理が働く業者選定を行ってください。
8	CO2削減効果等を算出する際、ベースとなるデータの基準年はいつにすればよいですか。	応募申請時点で最新の実績を基準にして作成してください。
9	申請時に提出する電子データ（CD-R または DVD-R に保管）について、ファイル形式の指定はありますか。	指定様式についてはオリジナルの形式のまま、PDF 等への変換をせずに保管してください。 押印が必要な書類については、PDF 形式にして保管してください。 指定様式がないものは、PDF 形式で保管してください。
10	設備導入事業を申請する際に提出する「補助事業全体のシステムフロー図」とは何ですか。	導入する設備の規模や機能等がどのようなもので、導入する施設の中でどのように使われるのか、場合によっては補助対象外の設備も含め、全体像がわかる図を提出してください。これは、1 ページの範囲で説明できる程度としてください。 なお、図の中に補助対象外設備がある場合は、どの設備が補助対象かわかるように図説してください。 おって、蓄電システム、充放電設備等を導入する場合は、再エネの変動調整機能として活用していることが分かるようにしてください。
11	公募要領様式第6号の事業収支計画書（設備毎の耐用年数及びCO2削減量）における導入費用は、税込金額でしょうか。	税込で記載ください。
12	公募要領様式第6号の事業収支計画書（エネルギー収支計画）における年間エネルギー使用量について、電気	事業所において、電気以外に、給湯でのLPガスの利用や、自動車での軽油、ガソリン等の利用があれば、年間

	購入分以外の項目も記載する必要はありますか。また、使用量算出の対象期間が1年間であれば、月の指定（4月～3月等）は無いでしょうか。	エネルギー使用量に記載ください。期間については、月の指定はありません。
13	「申請時提出書類一覧 兼 チェックシート」のチェック欄に『市町村チェック欄』がありますが、書類提出前に書類の内容を市町村に確認していただくことなどが必要なのでしょうか。	市町村チェック欄については、申請者が市町村である場合にチェックいただくことを想定しています。
14	登記簿謄本や定款について、発行日付の目安はありますか。	発行期限の定めはありません。ただし、提出時点の事実関係と記載内容に相違ないことを申請者において確認してください（最新のを提出ください）。申請内容と異なる事実が確認された場合、採択が取消されることがあります。
15	「事業実施に必要な許認可書、届出書等」とありますが、具体的どのようなものでしょうか。	建築基準法や電気事業法、都市計画法、農地法等に基づき、自家消費型再生可能エネルギー設備等の設置に当たって取得した許認可や実施した届出等に係る書類の写しを提出してください。 なお、申請後に取得する予定の許認可、今後行う予定の届出については、一覧にして提出してください。
16	耐用年数については、どのように考えればいいでしょうか。	「固定資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、業種等に応じた法定耐用年数を記載ください。
17	再生可能エネルギー発電設備の設備容量については、発電設備容量とPCS合計容量の小さい方の数値を使用すればいいでしょうか。	お見込みのとおりです。
D. 補助対象経費について		
1	付帯設備のみでも補助対象となりますか。	付帯設備のみの導入は補助対象となりません。自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー供給設備等の導入が必要です。
2	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りません。 詳細については、公募要領をご確認ください。
3	補助対象外経費に当てはまるものは、どのようなものがありますか。	補助対象外となる主な経費等は以下のとおりです。 ・不動産の取得費、賃借料 ・中古設備の導入費用 ※ただし、再生産化され一定期間の保証がある場合等（リユースバッテリー等）については、事前にご相談ください。 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用 ・工事で発生した残土処理費 ・本補助金への応募・申請手続に係る経費、官公庁等への届出等に係る経費 ・エビデンスが用意できない経費 ・設備の維持管理費（通信費、監視費等を含む） ※サイネージ（モニター）、遠隔監視通信設備等が補助対象となるのは、エネルギーマネジメントに必要な機器である場合に限りません。 消費税も原則対象外となりますが、詳細は「E. No1」を参照ください。
4	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能でしょうか。	交付決定通知書に記載された採択額が、原則、補助金交付額の上限になります。事業費が増額した場合は、県に連絡ください。
5	補助事業完了後3年間報告義務のある「定期報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーター等は補助対象ですか。	電力量の測定のみを目的としたメーター等の設置は、補助対象外です。 EMS機器の一部であるメーター等は補助対象です。

6	施工業者への工事代金等の支払いは、現金払いや約束手形で行ってもよいですか。	代金の支払いは、原則として銀行振込等の客観的に支払いが確認できる方法で行ってください。
7	バイオマス熱利用設備について、ペレット代金も補助対象経費として申請ができますか。	燃料代は補助対象外です。
E. 消費税について		
1	消費税は補助対象となりますか。	<p>消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。</p> <p>① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ② 免税事業者である補助事業者 ③ 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④ 特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤ 地方公共団体の一般会計である補助事業者</p> <p>補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに知事に報告してください。</p>
F. 事業期間について		
1	補助事業の開始日、完了日はどのように考えればよいですか。	<p>補助事業の開始日は、契約書又は注文請書の日付となります。なお、契約及び発注（注文書の日付）は、交付決定日以降としてください。</p> <p>補助事業の完了日は、発電設備等の設置（検収）、費用の支払い、発電・熱利用の開始の全てが完了した日となります。</p>
2	複数年での申請は可能ですか。	<p>複数年での申請はできません。</p> <p>補助金の交付申請を行った年度の2月末までに補助事業を完了する必要があります。</p>
3	何らかの事情で期間内に事業が完了しないことが見込まれる場合は、どのようにすればよいですか。	<p>補助事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれる場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を提出し、県の指示を受けて下さい。</p> <p>※迅速に系統連系手続きの申し込みを行った上で、系統連系手続きに時間を要し、事業期間内に連系が完了しないことが判明した場合には、県に連絡してください。</p> <p>※補助金の交付申請を行った年度の2月末までに事業が完了できない場合には、補助金の交付決定が取り消しとなる場合もあります。</p>
G. 他の補助金との併用について		
1	他の補助金との併用は可能ですか。	国からの他の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受ける場合は、補助対象外となります。
H. 補助事業における発注について		
1	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	契約前の準備行為は可能です。
2	工事業者等への補助事業の発注（契約）はいつ行えばよいですか。	交付決定後に行ってください。
3	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定前に発注等を行った経費については、交付対象とはなりませんので注意してください。

4	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	競争入札または複数者（三者以上）による見積り合わせを行ってください。
5	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいです。 一緒に発注する場合は、補助対象の工事と対象外の工事の費用が、見積書・発注書・契約書・請求書等の中で明確にわかるようにしてください。
6	自社調達において、一部外注する場合にも三者の見積り合わせは必要でしょうか。	三者見積が必要です。
I. 補助事業で導入した財産の処分について		
1	補助事業で取得した財産を、事情により処分する必要がある場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち処分の制限をする財産は、取得価格または効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産です。これを処分の制限期間内に処分する時は、県に申請し承諾を受けなければなりません。財産を処分する必要がある場合は、予め県へ相談ください。
J. 市町村の構想等について		
1	福島県内の市町村が定める構想等とは、どのようなものを指しますか。	計画策定事業または設備導入事業を実施する場所に所在する市町村が作成した又は作成予定の、再生可能エネルギー導入及び利用促進や二酸化炭素排出量削減に関する目標や取組を定めた計画等を指します。 構想等の種類や名称は問いませんが、抽象的な表現にとどまらない、具体的な数値目標の設定があることが必要です。
2	構想等の策定がない市町村において事業実施を予定する民間事業者等は、申請できないのでしょうか。	市町村に構想等がない場合は、当該市町村が令和7年度までに構想等を作成する予定であることの証明を受けることで申請が可能です。
3	「申請者が民間事業者等の場合は、補助対象事業が市町村の構想等に沿った取組であることについて市町村に確認を受けていること」とは、どのような手続が必要になりますか。	事業実施予定地の市役所または町村役場の再生可能エネルギー担当課等に対し、申請事業が市町村の構想等に沿ったものであることを説明し、申請事業について市町村による確認を受けてください。 確認の方法や手段についての指定はありません。
K. 申請者構想等説明書について		
1	民間企業の場合、こういった構想について記載すればよいか。	企業における再生可能エネルギーや脱炭素にかかる構想について、記載ください。
L. 設備導入事業について		
1	中古品でも補助対象となりますか。	原則、補助対象外です。 ただし、再生産化され一定期間の保証がある場合等（リユースバッテリー等）については、事前にご相談ください。
2	現在使用している同一の規格の設備、システムの入替は対象となりますか。	補助対象とはなりません。
3	消防法などで定める消化設備は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
4	官公庁等への届出等に係る経費は、補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。
5	EMS 機器の「見える化」のための機器（外部モニターなど）は補助対象となりますか。	補助対象となります。 ※サイネージ（モニター）、遠隔監視通信設備等が補助対象となるのは、エネルギーマネジメントに必要な機器である場合に限ります。
6	余剰売電を行ってもよいのでしょうか。	固定価格買取制度（FIT）によらない場合は、休日等の余剰電力の売電は問題ありません。 ただし、発電設備の年間発電量は、自家消費を行う施設の年間消費電力量を上回らないこととし、補助事業終了後の定期報告時に最大限の自家消費を行っているか

		の確認を行います。
7	補助対象設備には、温泉熱を利用したバイナリー発電も含まれるのでしょうか。	バイナリー発電も含まれます。
8	新築の場合、申請はできるのでしょうか？	新築でも申請は可能です。 CO2 排出量の実績が無い新築等の場合は、本事業を実施しなかった場合の推計値を記載するとともに、積算の根拠となる資料を添付してください
M. 審査等について		
1	審査はどのような方法で行われるのですか。	書面審査又は審査委員に対する説明及び質疑応答のいずれかの方法で行われます。いずれの方法で実施するかは、事務局より連絡します
2	交付決定は、いつ頃になりますか。	9月下旬頃を予定しています。